

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第 1 1 回特定個人情報保護評価専門部会			
事務局 (担当課)		総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)			
開催日時		平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 (木) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 2 0 分			
開催場所		相模原市役所 本館 2 階 第 1 特別会議室			
出席者	委員	3 人 (別紙のとおり)			
	その他	1 5 人 (市民税課長、同担当課長、同主査、同主査、同主任、同主事、 資産税課長、同主任、税制課主査、債権対策課主査、情報政策課主査、 同主査、国民健康保険課長、同主査、同主査)			
	事務局	2 人 (情報公開課担当課長、同主査)			
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数
公開不可・一部不可の場合は、その理由		審議内容が相模原市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当することから、 相模原市審議会等公開基準第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、非公開			
会議次第		<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 0 回特定個人情報保護評価専門部会会議録の承認について 2 諮問事案に係る調査審議について <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方税事務に関する特定個人情報保護評価について (2) 国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価について 3 その他 			

審 議 経 過

議 題

- 1 第10回特定個人情報保護評価専門部会会議録の承認について
第10回特定個人情報保護評価専門部会の会議録(案)について承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

- 2 諮問事案に係る調査審議について

- (1) 地方税事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。

主な意見については、次のとおり。

- ・特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前の事前評価として実施するものなので、「～している。」といった記述ではなく、「～する。」といった未来形で記述する必要がある。
- ・「相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程」を「取扱い規程」と略称表記しているが、規程等の略称表記については、市民がそれを見て何の規程なのかがわかる程度の略称にすべきである。
- ・「複数人でチェックを行う」といった記載があるが、チェックをする者の職位まで、マニュアル等でルール化されていたほうがより適切である。
- ・一部修正は必要であるが、特定個人情報保護評価は概ね妥当である。

- (2) 国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価について

主な意見については、次のとおり。

- ・情報セキュリティ管理者が行うと記載されたもので、例えば、IDとパスワードの管理など、本来情報セキュリティ管理者が行うものではないと考えられるものがあり整理が必要である。内部統制においては、職制を明確にすることが重用である。
- ・庁内において電子媒体を持ち運ぶリスクに対する対策を講じるべきである。
- ・一部修正は必要であるが、特定個人情報保護評価は概ね妥当である。

- 3 その他

特に無し

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
特定個人情報保護評価専門部会 出席者名簿
(平成28年11月10日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学情報アーキテクチャ専攻 教授	出席	部会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部准教授	出席	副部会長
3	白澤 章子	弁護士	出席	

任期は平成29年6月30日まで